

令和4年度荒尾市役所市民課窓口用広告入り封筒寄贈者募集要項

この要項は、荒尾市広告掲載事業実施要綱（平成20年告示第128号。以下「実施要綱」という。）及び荒尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、荒尾市役所市民課の窓口で使用する窓口用封筒に広告を掲載した封筒（以下「市民課窓口用広告入り封筒」という。）を寄贈していただける者（以下「寄贈者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとします。

1 寄贈者の業務

寄贈者の業務は、市民課窓口用広告入り封筒の寄贈のほか、次の内容とします。

- (1) 広告掲載を希望する広告主の募集
- (2) 広告内容の審査
- (3) 行政情報及び広告（以下「広告等」という。）の制作・掲載
- (4) 掲載する広告内容に係る対応
- (5) その他本事業の実施に関し必要と認める業務

2 市民課窓口用広告入り封筒の仕様及び広告等の表示方法

(1) 使用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とします。

(2) 必要枚数

ア A4判用封筒 47,000枚

※上記は使用期間中の使用見込み枚数です。使用期間中これを超える枚数が必要となった場合は、追加寄贈をお願いすることがありますので、令和4年度荒尾市役所市民課窓口用広告入り封筒寄贈申込書（様式第1号）に最大寄贈可能枚数を記入のうえお申込みください。

(3) 仕様

ア 封筒の材質 再生紙・白無地又は明るい地色のもの

イ 封筒の規格 A4判用封筒

ウ 広告規格等

掲載面	広告枠のサイズ	枠数	色数
A4判用封筒 表裏両面	封筒の下部30%未満	1～2枠	任意

※荒尾市の掲載部分は封筒の表裏両面それぞれの上部70%以上とします。

※封筒表裏両面に「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。広告に関するお問い合わせは〇〇（寄贈者名と電話番号）」と表示してください。

- (4) 市民課窓口用広告入り封筒の制作等
 - ア 広告主は寄贈者を通して募集します。寄贈者も広告主になることができます。
 - イ 市民課窓口用広告入り封筒の制作及び広告掲載内容については、実施要綱及び掲載基準に従ってください。
 - ウ 広告内容に関しては、寄贈者において審査し、荒尾市の事前承認を得た広告以外は掲載出来ないものとします。
 - エ 寄贈者は、広告内容について第三者から苦情等が生じた場合は、全て責任を負い、直ちに問題解決に向けて対応しなければならないこととします。
なお、問題解決ができない時は、封筒の使用を中止することができるものとします。
- (5) 納入時期
荒尾市からの発注に合わせて随時納入してください。
なお、第1回の納入期限は、令和4年3月25日(金)です。
- (6) 納入場所
市が指定する場所
- (7) 梱包
 - ア 1束100枚ごとに区分し、箱に入れてください。
 - イ 箱の側面に、品名・数量・使用期間を表示してください。

3 応募資格要件

本事業への申込みを希望する寄贈者は、次に掲げる要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 自ら広告主の募集及び掲載する広告並びに行政情報を制作することができる事業者であること。
- (2) 官公署と契約等の実績を有していること。
- (3) 本業務と類似の窓口用広告入り封筒寄贈の実績を有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものでないこと。

4 応募手続等

(1) 募集期間及び募集方法

令和3年8月2日(月)午前8時30分から令和3年8月31日(火)
午後5時15分まで

広報あらかび及び荒尾市ホームページへの掲載により募集を行います。

(2) 提出書類

ア 令和4年度荒尾市役所市民課窓口用広告入り封筒寄贈申込書(様式第1号)

イ 暴力団等との関係についての誓約書(様式第2号)

ウ 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(ア) 法人にあっては、当該法人の現在事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)

(イ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

(ウ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

オ 経営状況を説明する書類

(ア) 申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支計画書

(イ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の収支決算書、貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類

(ウ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

カ 納税証明書(発行後3か月以内のもので、国税及び地方税の未納が無いことを証明するもの。過去3年分)

キ 広告募集の方法や封筒の納入に至るまでの計画書

(様式は問わないが、A4サイズで左綴じとし、ページ番号をつけること。)
※計画書には次の事項を記載のこと。

(ア) 市民課窓口用広告入り封筒の仕様

(イ) 本事業と類似の窓口用広告入り封筒寄贈の実績(平成29年度から令和3年7月末の5年分)

(ウ) 広告主の募集方法

(エ) 広告内容の審査体制及び荒尾市への事前の提示方法

(オ) 行政情報及び広告の掲載内容・掲載方法

(カ) 問題発生時の対応(広告内容へのクレーム等)

(キ) 独自の提案・工夫等のアピールしたい事項

(3) 提出先及び方法

上記(2)の提出書類を揃えて、郵送又は持参により下記に提出してください。

提出先 荒尾市役所市民環境部市民課

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

電話 0968-63-1326 (直通)

郵送の場合は書留郵便で、令和3年8月31日(火)午後5時
15分までに必着のこと。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

イ 提出された書類等は、返還しないものとします。

ウ 提出された書類等は、荒尾市情報公開条例(平成13年条例第17号)の
規定による請求に基づき、第三者に開示する場合があります。

5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

(1) 応募資格要件を満たしていない場合

(2) 募集要項等で示した提出期日、提出先及び方法、提出書類作成上の留意事項
等の条件に適合しない書類が提出された場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

6 寄贈者の決定

提出書類の内容等を審査して、寄贈受理の可否を決定し、令和4年度荒尾市役
所市民課窓口用広告入り封筒寄贈受理通知書(様式第4号)又は令和4年度荒尾
市役所市民課窓口用広告入り封筒寄贈不受理通知書(様式第5号)を応募者に通
知します。なお、2者以上の応募があった場合には、提出書類の内容や条件等を
審査のうえ1者を決定します。※内容や条件等が同等とみなされる時は抽選によ
り決定します。